(4)　養子縁組あっせん事業　養子縁組のあっせんを業として行うことをいうこととした。（第二条第四号関係）

(5)　民間あっせん機関　2の㈠の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいうこととした。（第二条第五号関係）

㈢　児童の最善の利益等

(1)　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(2)　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならないこととした。（第三条第二項関係）

㈣　その他

民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力並びに民間あっせん機関による児童等の個人情報の取扱いについて、所要の規定を設けることとした。（第四条及び第五条関係）

民間あっせん機関の許可等

㈠　許可

(1)　国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。（第六条関係）

㈡　許可の基準等

都道府県知事は、㈠の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、㈠の許可をしなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(1)　養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。

(2)　養子縁組あっせん事業を行う者が社会的信望を有すること。

(3)　申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

(4)　養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

(5)　営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。

(6)　脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。

(7)　個人情報を適正に管理し、及び児童、児童の父母（児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ。）、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

(8)　(1)から(7)までに定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

㈢　許可の欠格事由

都道府県知事は、許可の欠格事由に該当する者に対しては、㈠の許可をしてはならないこととした。（第八条関係）

㈣　手数料

(1)　民間あっせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあっせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならないこととした。（第九条第一項関係）

(2)　民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに関する手数料の額その他養子縁組のあっせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならないこととした。（第九条第二項関係）

㈤　その他

許可証、許可の条件、許可の有効期間、許可の有効期間の更新、変更の届出、事業の廃止、改善命令、許可の取消し等、名義貸しの禁止、帳簿の備付け等、帳簿の引継ぎ、事業報告、業務の質の評価等及び民間あっせん機関に対する支援について所要の規定を設けることとした。（第一〇条～第一二条関係）



㈠　養子縁組のあっせんに係る業務

相談支援

民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとした。（第一三条関係）

㈡　養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等

(1)　民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあった場合において、その申込みの内容が法令に違反するとき又は当該養親希望者による児童の監護が著しく困難若しくは不適当であることが明らかであるときは、その申込みに係る契約を締結してはならないこととした。（第一四条第一項関係）

(2)　民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、養親希望者に関し所要の事項を確認しなければならないこととした。（第一四条第二項関係）

(3)　民間あっせん機関は、あらかじめ、養子縁組のあっせんの申込みをする養親希望者に対し、養子縁組のあっせんに関する手数料の種類及び額を明示しなければならないこととした。（第一四条第三項関係）

㈢　児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

民間あっせん機関は、児童の父若しくは母（児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含む。）又は児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するもの（児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。以下同じ。）から児童のために養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならないこととした。（第一五条第一項関係）

㈣　養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者

民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が(2)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならないこととした。（第一六条関係）

(1)　成年被後見人又は被保佐人

(2)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3)　この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4)　児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(5)　児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を修了していない者

(6)　㈡の(2)又は(3)による確認に協力することについて同意しない者

㈤　児童の父母等の同意

(1)　民間あっせん機関は、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、民法上養子縁組の際に同意が必要とされる者等から同意を得なければならないこととした。（第一七条第一項～第三項関係）

(2)　民間あっせん機関は、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、民法上養子縁組の際に同意が必要とされる者等から同意を得なければならないこととした。（第一七条第四項～第六項関係）

(3)　民間あっせん機関は、養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育（以下「縁組成立前養育」という。）に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、民法上養子縁組の際に同意が必要とされる者等から同意を得なければならないこととした。（第一七条第七項～第九項関係）